

## ○2016 年度 同志社大学動物実験委員会委員

同志社大学動物 実験委員会規程	氏 名	所 属 部 課	専 門 分 野
第 3 条 (1)	太田 哲男	生命医科学部・ 生命医科学研究科	有機化学一般, 有機合成化学
第 3 条 (2)	田中 文恵	施設部 (職員)	大学全体の施設管理責任者
第 3 条 (3)	市川 寛	生命医科学部・ 生命医科学研究科	消化器内科学, 臨床栄養学
第 3 条 (4)	池川 雅哉	生命医科学部・ 生命医科学研究科	生化学, ゲノム医科学
第 3 条 (5)	櫻井 貴憲	商学部・ 商学研究科	会計学, 財務会計
第 3 条 (6)	小林 耕太	生命医科学部・ 生命医科学研究科	神経行動学, 動物行動学, 生物 音響学
第 3 条 (6)	井澤 鉄也	スポーツ健康科学部・ スポーツ健康科学研究科	スポーツ生理・生化学
第 3 条 (6)	青山 謙二郎	心理学部・ 心理学研究科	実験系心理学, 学習心理学, 行 動分析学, 食行動の心理学
第 3 条 (6)	高森 茂雄	脳科学研究科	神経科学
第 3 条 (7)	宮本 博之	理工学部・ 理工学研究科	金属材料学
第 3 条 (7)	剣持 貴弘	生命医科学部・ 生命医科学研究科	生命物理学, 非線形物理

### 同志社大学動物実験委員会規程

(構成)

第 3 条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 動物実験を実施する学部又は研究科の長から 1 名
  - (2) 施設部長
  - (3) 保健センター所長
  - (4) 環境保全・実験実習支援センター副所長から 1 名
  - (5) 倫理審査主事から 1 名
  - (6) 動物実験及び実験動物に関して専門的知識を有する者で、生命医科学部、スポーツ健康科学部、心理学部、及び脳科学研究科から各 1 名
  - (7) 動物実験等に直接関与しない者で学識経験を有する者 2 名
- 2 委員会に委員長を置き、前項第 1 号の委員をもってあてる
- 3 委員長は、委員会を主宰し、代表する。

※「同志社大学動物実験委員会規程」第 3 条 (6) は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」第 3-3 動物実験委員会の構成における『①動物実験等に関して優れた識見を有する者』及び『②実験動物に関して優れた識見を有する者』に該当する。

※「同志社大学動物実験委員会規程」第 3 条 (1) ~ (5) 及び (7) は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」第 3-3 動物実験委員会の構成における『③その他学識経験を有する者』に該当する。